

正誤表

論文基本問題 行政法 120 選 <第 4 版>

この度は弊社発行の『論文基本問題 行政法 120 選 第 4 版』をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

上記書籍を下記のとおり訂正させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
誠に申し訳ございませんでした。

早稲田経営出版

ページ	箇所	誤	正
14	問題文(2)最後の行	移転登記の抹消を請求できる	移転登記の抹消を請求できるか。
44	答案 2 頁上から 3 行目	服従許否を全面的に認めると、	服従拒否を全面的に認めると、
50	1. (2)下から 2 行目	憲法 73 条 6 項は、	憲法 73 条 6 号但書は、
52	答案 1 頁 2. 6 行目		
56	答案 2 頁上から 2~3 行目	指揮監督権の行為などと	指揮監督権の行使などと
83	3. の 2 行目	専門家による統制によるしかほかない。	専門家による統制によるしかない。
111	3. (1)2 行目	収用委員会の収用採決がある。	収用委員会の収用裁決がある。
112	答案 2 頁 3. (1)2 行目		
115	必要説 1 行目	受益的行政行為の	授益的行政行為の
117	答案 4 頁上から 5 行目	1 項 1 号イ・2 項)	1 項 1 号イ・2 号)
120	答案 2 頁上から 4 行目	受益的行政行為の	授益的行政行為の
175	(2)ウ	(32 条ないし 36 条)	(35 条、36 条)
177	答案 3 頁下から 5 行目		
182	1 目で見える論点の図の下 3 行目	(同法 9 条 1 項本文)	(同法 9 条 1 項)
183	2.	(行政事件訴訟法 9 条 1 項本文)	(行政事件訴訟法 9 条 1 項)
184	答案 2 頁上から 4 行目	(行政事件訴訟法 9 条 1 項本文)	(行政事件訴訟法 9 条 1 項)
194	1. (1)2 行目	(行政手続法 5 条 1 項)	(行政手続法 2 条 8 号ロ、5 条 1 項)
	同 (2)5 行目	「定めなければならない」(同条 2 項・3 項)	「しなければならない」(同条 2 項)、「しておかなければならない」(3 項)
196	答案 1 頁 1. (1)3 行目	(行政手続法 5 条 1 項)	(行政手続法 2 条 8 号ロ、5 条 1 項)
	同 (2)4 行目	「定めなければならない」(同条 2 項・3 項)	「しなければならない」、「しておかなければならない」(同条 2 項・3 項)
199	2. (2)イ 2 行目	(行政事件訴訟法 3 条 6 項 1 号)	(行政事件訴訟法 3 条 6 項 2 号)
201	答案 3 頁下から 3 行目		
	同 4 頁上から 2 行目	(37 条の 2 第 1 項 1 号)	(37 条の 3 第 1 項 1 号)
215	上から 3 行目	(18 条 1 項参照)	(31 条は 18 条 1 項を準用してい

216	答案 2 頁下から 6 行目		ない)
220	答案 1 頁下から 3 行目	(5 条 1 項)	(5 条 1 号)
223	上から 2 行目	(1)行政不服申立ての 定義	(1)行政不服申立ての 意義
224	答案 2 頁上から 10 行目	③届出を対象とし、	③届出などを対象とし、
291	下から 2 行目	29 条 3 項類推適用説	憲法 29 条 3 項類推適用説
293	答案 3 頁下から 5 行目	④29 条 3 項は、	④ 憲法 29 条 3 項は、
305	答案 3 頁下から 7 行目	(異議申立てについても同様、行政不服審査法 3 条 3 項)	削除
	同 最後の行	(18 条、46 条)	(行政不服審査法 18 条、46 条)
308	答案 1 頁上から 6 行目	(25 条 1 項、	(25 条 1 項 本文 、
	同 上から 10 行目	(25 条 1 項)	(25 条 1 項 ただし書)
310	2. (1)3 行目	(行政不服審査法 25 条 1 項、	(行政不服審査法 25 条 1 項 本文 、
	同 5 行目	(25 条 1 項)	(25 条 1 項 ただし書)
312	答案 1 頁 2. (1)4 行目	(行政不服審査法 25 条 1 項、	(行政不服審査法 25 条 1 項 本文 、
	同 7 行目	(25 条 1 項)	(25 条 1 項 ただし書)
318	1. 7 行目	(行政不服審査法 40 条 1 項、	(行政不服審査法 40 条 6 項 、
319	3. (2)最後の行	(48 条)	(行政不服審査法 48 条)
326	最後の行	公選法 20 条 2 項など)	公選法 203 条 2 項など)
343	4. 2 行目	(医療法 30 条の 7)	(改正前 医療法 30 条の 7)
345	答案 3 頁 4. 2 行目	医療法 30 条の 7 の規定 に基づく	医療法に基づく
	同 11 行目		
346	下から 3 行目	③事業計画自体を 公告訴訟 の	③事業計画自体を 抗告訴訟 の
363	相対効説 6 行目	(行政事件訴訟法 13 条 5 項)	(行政事件訴訟法 13 条 5 号)
374	2. 2 行目	行政訴訟の本質に反しない限り民事訴訟の例による、と	同法に定めがない限り、民事訴訟の例によると
380	答案 1 頁上から 3 行目	(民事訴訟法 157 条参照)	削除
382	下から 7 行目	同項 後段)	同項 前段)
384	答案 2 頁下から 5 行目	行政事件訴訟法 31 条 1 項 後段)	行政事件訴訟法 31 条 1 項 前段)
386	下から 8 行目		
388	答案 1 頁上から 10 行目		
389	答案 3 頁下から 4 行目	31 条 1 項は	31 条 1 項 前段 は
390	2. 4 行目	(行政事件訴訟法 32 条)	(行政事件訴訟法 32 条 参照)
406	1. 6 行目	(10 条 2 項)	(10 条 1 項)
420	答案 1 頁 2. (1)6 行目	主張制限の規定 (9 条 2 項)	主張制限の規定 (10 条 2 項)
422	(参照条文)2 行目	その受理した日から 21 日以内に、	その受理した日から 35 日以内に、
	同 7 行目	同法 6 条 5 項 前項の場合において、申請に係る計画が	同法 6 条 13 項 第 4 項 の場合において、申請に係る 建築物 の計画が
	同 10 行目	同項の期限内に	同項の期間(前項の規定により第 4 項の期間を延長した場合)にあつては、当該延長後の期間)内に
424	答案 1 頁上から 3 行目	受理から 21 日以内に、	受理から 35 日以内に、
	答案 2 頁下から 9 行目	(地方自治法 1 条 1 項)	(地方自治法 1 条の 2 第 1 項)
428	答案 2 頁下から 6 行目	(3 条 4 項)	(3 条 2 項)

450	1. (2)5 行目	財産区、 地方開発事業団 という	財産区という
452	答案 1 頁 1. (2)4 行目		
460	答案 1 頁 1. 下から 2 行目	内閣設置法 7 条等には、	内閣 府 設置法 7 条等には、
484	答案 1 頁下から 4~2 行目	ただし、例外として、休職・停職と在籍専従職員制度がある(国公法 108 条の 6)。	削除

以 上